

2025 年 9 月

学生アルバイト・社会人パート・スチューデントアシスタント・授業サポーター
使用責任者・指揮命令者 各位

人事部人事課

時間給改定について（お知らせ）

標記につきまして、2025 年 10 月 1 日より、学生アルバイト・社会人パートタイム労働者・スチューデントアシスタント・授業サポーター（学部生）の方の時間給を、下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

また、本件に関する学生アルバイト・社会人パートタイム労働者・スチューデントアシスタント・授業サポーター（学部生）の方への通知文を添付させていただきましたので、問合せがあった際にはお渡しいただき、ご周知くださいますようお願いいたします。

なお、上記職種の労働者へは、給与明細書へ記載することで周知を徹底いたしますことを申し添えます。

記

■ 改定時期

2025 年 10 月 1 日以降勤務分

■ 改定後時給

学 生 ア ル バ イ ト	: 1,230 円	社会人パートタイム労働者	: 1,260 円
スチューデントアシスタント	: 1,230 円	授業サポーター(学部生)	: 1,230 円

- ・ 9 月 30 日以前開始の雇用契約につきましては、10 月 1 日以降、アルバイト・パート就業システムの労働者使用申請の時間給設定は自動的に変更します。
- ・ 契約開始が 10 月 1 日以降の新たな雇用契約を作成する場合は、時間給の設定にご注意ください。
- ・ 10 月 1 日以降に出力する雇用契約書については、出力する雇用契約書の備考欄、労働条件通知書のその他欄に、時間給が変更となる旨を記載いたします。

■ 契約作成上の注意

2025 年 4 月から 2025 年 9 月の間で作成した労働者使用申請を使用して、10 月以降の契約を作成する際、時間給を上記改定後の金額に変更して申請いただきますようお願いいたします。

雇用条件登録申請から時間給の変更ができます。

- ・ 2025 年 10 月以前（4 月～9 月）の契約を作成する場合

学 生 ア ル バ イ ト	: 1,170 円	社会人パートタイム労働者	: 1,200 円
スチューデントアシスタント	: 1,170 円	授業サポーター(学部生)	: 1,170 円

- ・ 2025 年 10 月以降の契約を作成する場合

学 生 ア ル バ イ ト	: 1,230 円	社会人パートタイム労働者	: 1,260 円
スチューデントアシスタント	: 1,230 円	授業サポーター(学部生)	: 1,230 円

※時間給が正しく設定されていない場合、差戻しをすることがありますので、ご了承ください。

以上

<お問合せ先>

担 当 : 人事部人事課 管理デスク

T E L : 045-481-5661 (内線 2175、2176)

E m a i l : [jinji-arbeit01@kanagawa-u.ac.jp](mailto:jinja-arbeit01@kanagawa-u.ac.jp)

窓口時間 : 月～金（土・日・祝日を除く） 9 : 00～17 : 00

2025 年 9 月

学生アルバイト・社会人パートタイム労働者・
スチューデントアシスタント・授業サポーター（学部生）各位

人事部人事課

時間給改定について（お知らせ）

標記につきまして、2025 年 10 月 1 日より学生アルバイト・社会人パートタイム労働者・スチューデントアシスタント及び授業サポーター（学部生）の方の時間給を下記のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

記

■ 改定時期

2025 年 10 月 1 日以降勤務分

■ 改定後時給

学 生 ア ル バ イ ト	: 1,230 円	社会人パートタイム労働者	: 1,260 円
スチューデントアシスタント	: 1,230 円	授業サポーター(学部生)	: 1,230 円

以上

<お問合せ先>

担 当：人事部人事課 管理デスク

T E L：045-481-5661（内線 2175、2176）

E m a i l：jijin-arbeit01@kanagawa-u.ac.jp

窓口時間：月～金（土・日・祝日を除く） 9：00～17：00